

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年10月31日付けの保護廃止決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により、請求人に対して行った法26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性・不当性を主張しているものと解される。

当時のケースワーカーからは「生活保護費は保護廃止決定まで支払われる。決定通知が出るまでに支払われた保護費を返す必要がない」と言われた。本件処分通知書の内容が、事前にケースワーカーから説明されたものと大きく違っていたため、処分は不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和7年 9月22日	諮問
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）
令和7年11月25日	審議（第106回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、法26条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10によれば、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、認定した収入との対比によって決定することとしている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問12・答・2によれば、  
「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるとき。」又は「(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」は、法26条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとしている。また、保護の廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とするとしている。

さらに、課長通知第10・問6・答によれば、保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、保護開始時と異なり、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものであることとしている。

(4) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

## 2 本件についての検討

これを本件についてみると、請求人は、令和5年8月10日に本件遺産相続金7,478,956円を受領し、処分庁は、同月28日に、同人から提出された収入申告書により、この事実を把握したことが認められる。

そこで、処分庁は、請求人の収入充当額が年金収入を含めて7,519,097円となったことから、請求人の最低生活費141,328円を上回り、その後6か月を超えて保護を要する状態にはない(上記1・(3))と判断して、令和5年10月31日に、同年8月10日付けで保護廃止を決定したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めにも則り適正に行われたものであり、金額の計算に誤りはなく、違法又は不当な点は認められない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、事前にケースワーカーから、保護費は保護廃止決定まで支払われ、決定通知が出るまでに支払われた保護費を返す必要がないとの説明を受けており、本件処分通知書の内容と大きく違っているため、処分は不当である旨主張する。

しかし、担当職員が請求人に対し、保護廃止後に支給された保護を返還しなくてよいとの誤った説明を行ったという事実は確認されない。本件処分は、請求人からの収入申告に基づき、処分庁が、上記1の法令等の定めにも則り適正に行ったものであるから、請求人の主張は採用することができない。

## 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 (略)